

広陵町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 12 月 24 日

広陵町長 平 岡 仁

広陵町条例第 14 号

広陵町介護保険条例の一部を改正する条例

広陵町介護保険条例（平成 12 年 3 月広陵町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「14.6 パーセント」の次に「(納期限の翌日から起算して 3 月を経過する日までの期間については年 7.3 パーセント)」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、延滞金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその金額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。

附則に次の 1 条を加える。

(延滞金の割合の特例)

第 6 条 当分の間、第 12 条第 1 項に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、前項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の 11 月 30 日を経過する時において日本銀行が定める商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した場合をいう。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、

その年中においては、当該特例基準割合とする。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 2 2 年 1 月 1 日から施行する。

( 適用区分 )

- 2 この条例による改正後の広陵町介護保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する保険料等に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお従前の例による。

## 広陵町介護保険条例の一部を改正する条例

広陵町介護保険条例（平成12年3月広陵町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「14.6パーセント」の次に「（納期限の翌日から起算して3月を経過する日までの期間については年率7.3パーセント）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

~~第12条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条に第2項として次の1項を加える。~~

附則に次の1条を加える。

（延滞金の割合の特例）

第6条 当分の間、第12条第1項に規定する前項の延滞金の年7.3パーセントの割合は、~~当分の間~~、前項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時において日本銀行が定める商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した場合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の広陵町介護保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する保険料等に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料等に係る延滞金に

については、なお従前の例による。